

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 8 月 3 1 日付けの保護決定通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び同年 9 月 1 7 日付けの保護決定通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて、以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由により、本件各処分が違法又は不当であると主張して、それぞれの取消しを求めていると解される。

1 生活保護費の引き下げについて（本件処分 1）

1 0 月から生活保護費が 1 3 6 0 円の引き下げになっています。しかし私は住居費の自己負担を 2 5 3 0 0 円しており、健康で文化的な最低限度の生活どころか食費にさえ事欠く生活をしています。

2 通院交通費等について（本件処分 2）

通院交通費等も実際に掛った額が支払われません。唯でさえ生活に困っているのに酷いことです。

処方箋の弁明書の、私が〇〇病院に通院し、処方箋をレターパックで〇〇薬局に送っているというのは嘘です。私は新型コロナで電話診療が行われるようになってから電話診療を使っています。レターパックは、〇〇病院が私に処方箋等を送るのに使っている物です（薬局に直接送れないのかと尋ねたのですが出来ないということでした。）。

薬局については〇〇病院の近所の薬局を使っていましたが調剤の薬の味が一定ではなく効き目もおかしいので問い合わせても返答が得られなかったので〇〇病院に通っていた時使っていた〇〇薬局に戻しました。〇〇区内の薬局にしろということですが、不安もあり安全性も担保されていません。

また、領収書の添付と申請については、〇〇福祉事務所が過去申請しても2カ月を過ぎた物に関しては支払わないと言う対応を取っている為、まだ領収書の無い状態で申請しています。その後領収書をもらった状態で申請して支払われるのなら問題は有りませんが、〇〇福祉事務所はその際に払うということには言及しておらず、単に言っているのは今領収書が無いから払わないのは違法でも不当でもなく理由がないとのことですが、結果支払われないのならば、いくら言葉面で言っても不当です。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日			審 議 経 過
令和	4年	4月21日	諮問
令和	4年	5月27日	審議（第66回第2部会）
令和	4年	6月17日	審議（第67回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種を規定している。

このうち医療扶助について、法15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条6号に「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

(3) 医療扶助運営要領

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」（本件要領第 3・9・(1)）とされている。

そして、給付の範囲については、「受診する医療機関については、原則として、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであること。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関が認められる。・・・なお、福祉事務所において審査の結果、なお疑義がある場合及び上記の範囲で対応が困難な場合については、都道府県本庁に技術的助言を求めた上で、移送の給付が真に必要であると認められる場合には、給付を認めて差し支えないこと。」（同・(2)）とされている。

また、費用の算定については、「領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」とされている（同・(4)・イ）。

(4) 新型コロナウイルス感染症による時限的・特例的な取扱い

ア 診療等の時限的・特例的な取扱い

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」

（令和2年4月10日事務連絡 厚生労働省医政局医事課／厚生労働省医薬・生活衛生局総務課）によれば、医療機関における対応として、「患者から電話等により、診療等の求めを受けた場合において、診療等の求めを受けた医療機関の医師は、当該医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこと。」とされている（1・(1)）。

また、薬局における対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、全ての薬局において、薬剤師が、患者、服薬状況等に関する情報を得た上で、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合には、当該電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行って差し支えないこととする。」（2・(2)）とされ、薬剤の配送については、「患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと」（同・(4)）とされている。

イ 都事務連絡

「オンライン・電話による診療等に伴う薬剤等の配送料の取扱いについて」（令和2年4月23日事務連絡 東京都福祉保健局生活福祉部保護課長。以下「都事務連絡」という。）によれば、オンライン診療等で処方される薬剤等の配送料について、「やむを得ない場合は、移送費として給付して差し支えない。やむを得ない場合とは、近隣の薬局が窓口を閉めており、薬剤の在庫状況等から他の薬局に取扱い薬局を変更できない場合で郵送等の対応のみとなっている場合等その他合理的な理由が認められる場合を考える。移送の給付については、医療扶助運営

要領第3 医療扶助実施方式の9 「移送の給付」のなお書き以下、『移送の給付が真に必要であると認められる場合には、給付を認めて差し支えないこと』を準用し給付することとする。なお、一律に給付を行うことのないよう取り扱いに留意すること。」とされている。

ウ 社会・援護局事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける薬剤の配送費用の取扱いについて（補足）」（令和2年5月25日事務連絡 厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室。以下「社会・援護局事務連絡」という。）によれば、医療機関が薬局に対し送付する処方箋原本の郵送料等について、医療機関から生活保護受給者に対し請求された場合においても、医療扶助において給付して差し支えないとされている。

(5) 保護変更決定

法25条2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」としている。

そして、法24条9項は同条1項から7項までの規定を、要保護者からの変更の申請について準用するものとしている。

2 以上を前提に、本件について検討する。

(1) 本件処分1について

処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が令和2年10月1日から変更されることとなったことから、変更日を同日として、請求人に対して本件処分1を行い、「基準改定により」との理由を付した保護決定通知書により請求人に通知したことが認められる。

本件処分1は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費についてみると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41歳～59歳・1人世帯・1級地―1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分1に違法又は不当な点を認めることはできない。

(2) 本件処分2について

ア 処分庁は、本件申請のうち、病院の確認印のある令和2年7月17日の〇〇病院及び同月22日の〇〇センターへの交通費について、経済的かつ合理的な方法及び交通手段によるものと認め、医療移送費を支給した（なお、後者については正しい消費税額で再計算した。）。

当該医療移送費は、本件要領に則り、経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって、適正に算定されていることが認められる。

イ また、処分庁は、同月17日の薬送料600円については、請求人宅近隣の薬局を利用しない当該配送は、経済的かつ合理的な方法とは認められないとして、支給しないこととしたことが認められる。

薬送料については、本件要領に直接の規定がなく、新型コロナウイルス感染症による時限的・特例的な取扱いとして、都事務連絡により、オンライン診療等で処方される薬送料については、本件要領第3・9なお書きを準用して、真に必要であると認められる場合に移送費として給付して差し支えないとされているところ（1・(4)・イ）、当該薬送料については、従来の経緯及び本件申請書によれば、請求人が、〇〇病院に通院した当

日、〇〇薬局〇〇に処方箋を提出して、自宅に薬剤を配送することを依頼したものと解されるから、上記都事務連絡にも該当しないものである。

そうすると、当該薬送料を支給しないとした処分庁の判断に誤りがあるということとはできない。

ウ さらに、処分庁は、同月21日の〇〇薬局からの薬送料930円についても、同薬局は、請求人宅の近隣でも〇〇病院の近隣でもなく、従来から同薬局を利用することは経済的かつ合理的な方法とは認められないとして、移送費（交通費）を支給していなかったものであり、また、新型コロナウイルス感染症による時限的・特例対応にも該当しないとして、支給しないこととしたことが認められる。

上記イで述べたとおり、薬送料については、本件要領に規定がなく、また、当該薬剤はオンライン診療等で処方されたものではあるが、当該薬局の所在（〇〇区）、担当職員に対する請求人の説明からすれば、都事務連絡により支給が可能となる「やむを得ない場合」（近隣の薬局が窓口を閉めており、・・・等その他合理的な理由が認められる場合）に該当すると認めるのは困難であるというほかはない。

そうすると、当該薬送料を支給しないとした処分庁の判断に誤りがあるということとはできない。

エ ところで、処分庁は、同月8日の〇〇病院のレターパック代については、請求人が〇〇病院に通院し、手渡された処方箋を〇〇薬局へ郵送するために購入したレターパック代と理解し、当該薬局を利用することは経済的かつ合理的な方法とは認められないとして、支給しないとしたことが認められる。

本件各審査請求の後に判明したとおり、当該レターパック代は、オンライン診療等によって、〇〇病院から請求人に処方箋

を送付するのに使用したレターパック代とのことである。

都事務連絡及び社会・援護局事務連絡によれば、オンライン診療等により、病院から送付された処方箋に係る郵送料については、医療移送費として認められる場合がある。

しかし、本件申請においては、領収書等の添付がなく、また、補正通知に対する請求人の回答によれば、〇〇病院から次に来院した時に買って返すようにとのことで、領収書はない旨の回答があったことが認められる。

そうすると、本件申請のレターパック代については、領収書等の挙証資料がない申請であったといわざるを得ず（本件要領第3・9・(4)・イ参照）、当該レターパック代を支給しないとした処分庁の判断は、結果として誤りがなかったといえることができる。

オ 以上によれば、本件処分2についても、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件各処分はいずれも違法又は不当であると主張している。

しかし、本件各処分に違法又は不当な点を認めることができないことは上記2で述べたとおりである。

また、請求人は、本件処分1について、本件改定後の保護基準が、憲法25条の保障する健康で文化的な最低限度の生活に適合していない旨を主張していると解される。

しかし、請求人が問題とする保護基準は、法規範としての性格を有するものであり、保護の実施機関にとって遵守すべき法令である。そして、本件処分1は、上記2・(1)のとおり本件改定後の保護基準に基づいてなされたものである。

保護基準の是正を求めるこのような請求人の主張について、そ

もそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分1を取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)